

令和7・8年度

一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請書作成の手引き

測量・建設コンサルタント等

京都府相楽郡笠置町



はじめに

笠置町が発注する測量・建設コンサルタント等の一般競争（指名競争）入札及び競争見積による随意契約に参加するには、指名競争入札参加資格審査を受けなければなりません。

測量・建設コンサルタント等競争入札参加資格審査を希望される方は、以下の事項に十分留意のうえ、申請して下さい。

なお、申請書の有効期間は令和 7年 4月 1日から令和 9年 3月31日までの2箇年となっております。追加申請については現在検討中です。決定次第ホームページに掲載いたします。

申請の手続き

1. 申請のできる者

測量・建設コンサルタント等の競争入札参加資格審査を申請できる者は、次の①～⑦のいずれにも該当しない者でなければなりません。

- ①測量法第55条第1項、建設コンサルタント登録規程第2条第1項、地質調査業者登録規程第2条第1項、建築士法第23条第1項、補償コンサルタント登録規程第2条第1項、不動産の鑑定評価に関する法律第22条、土地家屋調査士法第6条、計量法第107条による登録等、法律上必要とする登録を受けていない者
- ②成年被後見人、被保佐人並びに破産者で復権を得ない者
- ③競争入札参加資格審査申請書（以下「資格審査申請書」という。）を提出するときに、消費税又は地方消費税等を滞納している者
- ④申請日の属する営業年度の直前2年間に測量等業務の営業実績のない者
- ⑤資格審査申請書を提出するときまでに、町が発注した測量・建設コンサルタント等に関する債務を履行していない者
- ⑥資格申請書及びその添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- ⑦笠置町暴力団排除条例（平成23年条例第7号）第2条第4号に掲げる暴力団員等に該当する者

2. 申請期間

令和 7年 2月 1日 (土) から令和 7年 2月28日 (金) まで

- ・インターネット上の専用申請サイトにアップロードする方法で提出して下さい。

3. 問い合わせ先

〒619-1303 京都府相楽郡笠置町大字笠置小字西通 90 番地の 1

笠置町役場 建設産業課

TEL : 0743-95-2326

4. 提出方法等

「電子申請」

※申請期間を過ぎるといかなる理由であっても受付できませんのでご注意ください。

5. 提出書類の様式

笠置町指定様式

※笠置町ホームページからダウンロードして下さい。

<http://www.town.kasagi.lg.jp/>

申請書は Excel 形式、それ以外は PDF 形式にてアップロードして下さい。

6. 提出書類

提出書類の不備の場合は、差戻しとなりますので、必ず全ての書類を揃えてから申請して下さい。

No.	提出書類	様式等	説明
1	一般競争（指名競争） 参加資格審査申請書		例を参考に入力し、Excel 形式にて提出して下さい。
2	営業所一覧表	様式 1	本店又は支店若しくは常時請負契約を締結する事務所等を記入下さい。
3	測量業務等実績調書	様式 2	直前 2 年間の 主な業務 について記入して下さい。
4	技術者経歴書	様式 3	名簿には経歴、資格等を記入して下さい。
5	使用印鑑届	様式 4	入札及び契約に使用する印鑑 (印鑑証明書は不要)

6	「法人税」又は「申告所得税」及び「消費税及び地方消費税」等の納税証明書 (申告先の税務署) ※町外業者	写し可	発行後3か月以内のもの。 法人及び個人とも次のいずれかの様式の証明書を提出して下さい。なお、免税業者の方も次の様式の納税証明書は発行されますので提出して下さい。 法人：様式3又は 様式「その3の3」(法人税と消費税及び地方消費税の証明) 個人：様式3又は 様式「その3の2」(申告所得税と消費税及び地方消費税の証明)
	町税納税証明書 (最新年度) ※町内業者	写し可	町内に本店、支店又は営業所等がある場合は、町税等(法人町民税、町府民税、固定資産税、国民健康保険、軽自動車税)の納税証明書を添付して下さい。(申請日の属する年度分の証明書)
7	商業登記簿謄本等	写し可	法人：登記事項証明書等 個人：代表者の身分証明書(本籍地の市区町村で証明を受けて下さい)
8	年間委任状	様式5	入札・契約の締結等の権限を資格審査申請者から支店長等に委任したい場合は提出して下さい。
9	登録証明書	写し可	営業に関し、法律上必要とする許可に関する内容を添付して下さい。

7. 申請書等記入時の注意事項等

1. 一般競争(指名競争)入札参加資格審査申請書

申請書の例を参考に記入して下さい。

2. 営業所一覧表(様式1)

笠置町指定様式を使用して下さい。

- ・名称
本店、支店又は常時請負契約を締結する事務所等を記入して下さい。
- ・記入しきれない場合は、コピー等のうえ、同様式にて記入する。
- ・年間委任先として届出る事務所が有る場合は、アンダーラインを入れる等分かり易く記入して下さい。

3. 測量等実績調書(様式2)

笠置町指定様式を使用して下さい。

様式の下欄の記入方法を参考に業種区別に直前2年間の主な完成業務及び直前2

年間に着手した主な完成（未完成）業務について記入して下さい。
ただし、他の発注機関等に提出している調書の写しでも構いません。

4. 技術者経歴書（様式3）

笠置町指定様式を使用して下さい。

様式の下欄の記入方法を参考に記入して下さい。

業種区分（「測量」、「建築関係建設コンサルタント」、「土木関係建設コンサルタント」、「地質調査」、「補償関係コンサルタント業務」）ごとに作成し、業種区分欄に記入する。

なお、技術士【上下水道部門】、【衛生工学部門】、二級土木施工管理技士、不動産鑑定士補、公共用地経験者は業種区分「その他」として記入すること。

営業所（本店又は支店若しくは常時契約を締結する事務所）ごとにまとめて記載し当該営業所名を記載する。

法令による資格等…業務に関し、法律又は命令による免許又は技術若しくは技能の認定を受けたものを記載する。

名簿の写しを提出していただくか、町様式にて提出して下さい。なお、必要な事項が記載されていれば、他の発注機関へ提出する様式も可とします。

5. 使用印鑑届（様式4）

笠置町指定様式を使用して下さい。

入札及び契約の締結等に使用する印鑑を押印して下さい。

契約者の職名又は個人名の印等、委任された契約者の職名又は個人名の印等。

社判や角判等の社名だけの内容では、使用印鑑として認められません。

なお、印鑑証明書の添付は必要ありません。

6. 申告所得税、消費税及び地方消費税の納税証明書

○町外業者

- ・法人税又は申告所得税、消費税及び地方消費税の納税証明書の交付は、申告している税務署で受けて下さい。
- ・申請用紙は、①書式「その3」（未納税額のない証明）、②書式「その3の2」（申告所得税と消費税及び地方消費税の証明）又は③書式「その3の3」（法人税と消費税及び地方消費税の証明）を税務署で入手して下さい。
- ・発行後3か月以内の原本又は、原本の写しを提出して下さい。（文字及び印影の鮮明なもの。）

○町内業者

- ・町内業者（法人にあっては笠置町内に主たる営業所（本店又は支店）を有する業者で本店代表者個人分と支店長等個人分、個人にあっては笠置町内に主たる営業拠点を有する業者、以下同じ）の方は、笠置町役場税住民課で納税証明書の交付を受けて下さい。

町税等とは、法人町民税、町府民税、固定資産税、国民健康保険税、軽自動車税で、最新年度分（証明書の交付申請日までの納期分）とします。交付を受ける際に

は、本人確認ができるもの（運転免許証等）及び交付手数料を持参して下さい。

- ・納税証明書は、発行後3か月以内の原本又は、原本の写しを提出して下さい。（文字及び印影の鮮明なもの。）
- ・納税証明書の請求者が納税義務者（法人の場合は代表者）でない場合は、納税義務者の委任状を必ず窓口を持参して証明を受けて下さい。

7. 商業登記簿謄本等

発行後3か月以内の履歴事項全部証明書の原本又は、原本の写しを提出して下さい。個人の場合は、身分証明書（本籍地の市町村で発行）の原本又は、原本の写しを提出して下さい。

8. 年間委任状（様式5）

笠置町指定様式を使用して下さい。

- ・年間にわたって支社・支店等に入札契約等に関する権限を委任する場合は提出して下さい。
- ・受任者は当該支社・支店等の代表者として、委任者、受任者ともに押印して下さい。
- ・委任期間は、令和7年4月1日～令和9年3月31日まで。

9. 許可証明書等

営業に必要な免許・許可・登録等の内容を証明するものとして、営業に関し法律上必要とする登録証明書等を提出してください。

※ 申請後の注意事項

1. 参加資格の有効期間

一般競争等入札参加資格の有効期間は、令和 7年 4月 1日から令和 9年 3月 31日までです。

2. 申請書記載事項の変更

一般競争（指名競争）入札参加資格を持つ者で、次の事項に変更があった場合は、令和 7年 4月 1日以降よりインターネット上の専用申請サイトにアップロードする方法で提出して下さい。

詳細につきましては、後日ホームページにて掲載いたします。